平成２２年（フ）第５１４号
川崎市幸区塚越３丁目134番地　ハイツ森重201
債務者　木塚　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
川崎市多摩区宿河原５丁目11番48号
債務者　笹原　景子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
川崎市宮前区犬蔵２丁目４番10―201号　プレディオ鷺沼第１
債務者　森岡　晴美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
川崎市多摩区中野島３丁目27番11―302号
債務者　千葉　研一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
川崎市多摩区登戸1245番地　コートパル吉沢103
債務者　中村　京子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３１号
山形県酒田市千日町17番12号ヒルサイドテラス205号、開始決定時の住所山形県酒田市新井田町15番20号
破産者　齋藤　康彦
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２０号
山形県酒田市田沢字赤田渕20番地の２
破産者　丸山　賢治
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１５７７号
大阪府池田市石橋３丁目５番13号　ＯＨＪＩハイツ201杉本方、前住所大阪府高槻市清水台１丁目８番26号
破産者　エトるソワこと　山本　憲二
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８９号
大阪市城東区諏訪３丁目10番12号　拡輝荘マンション205
破産者　笠原　鈴子
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９２号
神戸市中央区中山手通４丁目17番６―413号
破産者　原田　　肇
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８６号
大阪府門真市脇田町17番10号、住民票上の住所大阪府門真市島頭４丁目３番１号
破産者　門真住研こと　宮崎　智行
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７７号
大阪市福島区吉野１丁目20番27―803号
破産者　山道　幸呼
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３号
広島県東広島市黒瀬町楢原413番地43
破産者　谷本　榮一
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９４号
広島県東広島市黒瀬町楢原413番地43
破産者　谷本千代子
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８号
神奈川県小田原市栢山287番地の１　高砂ヴォーヌンプ201号
破産者　小澤　義房
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２号
富山市五福4926番地　五月荘５号
破産者　松本　光江
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３号
富山市五福4926番地　五月荘５号
破産者　松本　　勉
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部